

報告事項イ

教員免許更新手続の進捗状況について

教員免許更新手続の進捗状況について、別紙のとおり報告します。

平成23年2月3日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

教員免許更新手続の進捗状況について

平成23年2月
小中学校課

1 報告の主旨

免許更新制(平成21年4月～)導入後、最初の修了確認期限(平成23年3月31日)を迎えるにあたり、申請締め切り後(平成23年1月31日)の状況を報告するもの。

2 平成22年度中に更新が必要な者

現職教員(教諭、養護教諭、講師)のうち、以下の生年月日の者

- ・ 昭和30年4月2日～昭和31年4月1日
- ・ 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日
- ・ 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日

3 更新手続の種類

(1)更新講習修了確認

- ・ 大学等において30時間の講習の課程修了
- ・ 次の修了確認期限(10年後)まで持っている全ての教員免許状が有効

(2)免除

- ・ 教員を指導する立場にある者や優秀教員表彰者など一定の条件を満たす者

(3)延期

- ・ 産育休や教員免許を取得して10年未満といったやむを得ない事由により更新講習の課程を修了できないと認められるとき
- ・ 今年度に限り、平成23年1月31日までに30時間の講習の受講を終えることができない者は、申請締め切りを2ヶ月延期することが可能(1/31 3/31)

4 公立学校等における更新手続の状況

	本務者				講師	区分		
	申請済(1)	2ヶ月延期	未申請(2)	合計		申請済	未申請(2)	合計
小学校	246	0	1	247	小学校	14	1	
中学校	119	0	0	119	中学校	10	0	
高等学校	108	2	0	110	高等学校	12	1	
特別支援学校	46	0	0	46	特別支援学校	7	0	
計	519	2	1	522	計	43	2	
公立幼稚園	1	0	0	1				
事務局	26	0	0	26				

(1)申請済は更新講習修了確認及び免除、産育休等の延期手続を行った者の合計である

(2)未申請者は退職予定者であり、退職後教壇に立つ予定がないため、更新を希望していない者である

5 今年度に行った更新手続に係る周知等

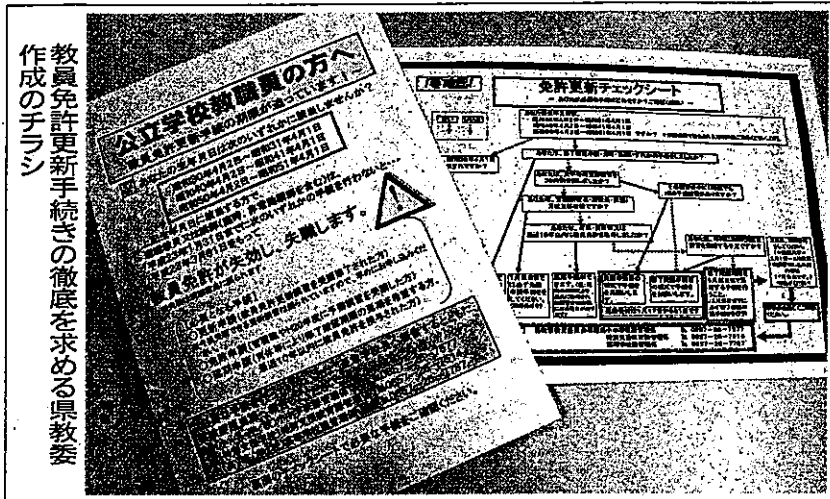
年月日	周知の方法
平成22年11月8日	教員免許更新制の申請手続にかかる周知について関係者に文書通知 【概要】 ・ 修了確認申請受付期間の徹底 ・ 免除対象者へ申請時期を逸脱しないよう注意喚起 ・ 小中学校課ホームページへの申請様式の掲載 について周知
平成22年11月12日	教員免許更新制に係る更新講習の受講等及び免許状の失効等に関する取扱いについて関係者に文書通知 【概要】 ・ 免許状更新講習の受講等に係る留意事項 ・ 免許状の失効に伴う身分上の効果 について周知
平成22年11月25日	「教員免許更新のお知らせチラシ」を作成し、ホームページや市町村教委を通じて全校に送付(別添資料参照)

6 免許状が失効した場合の取扱は以下のとおり(平成22.11.11文科省通知)

校種	免許状の失効に伴う身分上の効果
公立学校等	・ 教育職員を失職する ・ 地方公務員としての身分も喪失する
国立学校 及び 私立学校	・ 教育職員として勤務し続けることはできない ・ ただし、免許状の失効により、所属法人の「職員」としての身分を引き続き有することとなるかどうかは、各雇用者との個別の雇用契約や就業規則に照らして判断されることになる。

迫る教員免許更新期限

教員免許更新制の導入後、初めてとなる更新手続きの締め切り期限が、今月末に迫った。鳥取県内では昨年11月末時点で約70人が未申請。期限内に手続きをしなければ、今年3月末で教員免許が失効するため、県教委は「何とか全員が間に合ってほしい」とハラハラしながら状況を見守っている。



今月末、約70人未申請

有効期限を設け、更新した。あたっては30時間以上の講習を義務付けている。対象となるのは年度末に35歳、45歳、55歳の現職教員と講師。県内では本年度約550人が対象となるが、管理職や育児休暇中など

有効期限を設け、更新した。あたっては30時間以上の講習を義務付けている。対象となるのは年度末に35歳、45歳、55歳の現職教員と講師。県内では本年度約550人が対象となるが、管理職や育児休暇中など

チェックシートやチラシで注意喚起

県教委

教員免許更新制は、自民党政権下で教員免許法を改正し、2009年4月に導入された。教員の質を確保するが狙いで、幼小中

教員免許更新制は、自民党政権下で教員免許法を改正し、2009年4月に導入された。教員の質を確保するが狙いで、幼小中

になってから、県外の大学に出掛けて認定講習を受ける。駆け込み受講もあつたという。

一方、県教委では免許更新の対象者に申請遅れがないよう、必要な手続きを確認できる独自のチェックシートやチラシを作成。昨年11月25日にはホームページや市町村教委を通じて、全学校に送付す